第8章 公益法人制度改革と県事務所統廃合

一 公益法人制度改革 一

1. 公益認定までの取組

(1)「行政改革大綱」と「公益法人 制度改革」

政府は、1990年12月に「行政改革大綱」を 閣議決定し、その一つに「公益法人制度改 革」があった。本法人制度改革は、旧民法第 34条による公益法人制度と中間法人制度を廃 止し、新たに一般法人と公益法人を設立する ことを目的とするものであった。

関連する3つの法律(いわゆる一般法、認 定法、整備法)は、2008年12月1日に施行さ れた。

本法人制度改革により、既存のすべての社団法人及び財団法人は、2008年12月1日から2013年11月30日までの5年間に新法に基づく一般法人または公益法人に移行することが求められ、移行しない場合、その法人は解散したものとみなされることとなった。ひかり協会も財団法人として期限内に対応する必要があった。

(2)移行検討委員会の設置と意見 交換会

第138回理事会(2006年11月26日)は、4 名の理事をもって構成する「新法人への移行 検討委員会」を設置することを決定した。委 員会は、公益認定申請の準備が終了した2010 年9月までの間に12回開催され、選択すべき 法人類型、移行に向けたスケジュール、新法 人の目的及び事業、最初の評議員、理事、監 事の選任などについて協議した。

また、新法人へ円滑に移行するためには、

「三者会談」を構成する四者の共通の理解が 重要であることから、四者による意見交換会 が15回開催され、評議員・理事・監事などの 機関設計の基本、新法人への移行スケジュー ル、公益財団法人をめざして2段階方式で取 り組むこと、新法人移行後も厚生労働省の協 力を得ることなどについて意見交換した。

(3) ひかり協会の移行する法人類型

移行する法人類型の選択肢は、一般法人 (一般財団法人、一般社団法人)及び公益法 人(公益財団法人、公益社団法人)であっ た。第40回「三者会談」(2007年8月26日) で、移行する法人類型は公益財団法人とする ことで合意された。(巻末資料6)その主な 理由は次の4点であった。

- ・救済事業の恒久性を保障するためには、設 立趣旨や目的を変えることができない公益 財団法人が最適であるため
- ・これまでの事業の内容と実績は、認定法第 2条別表3号(障害者若しくは生活困窮者 又は事故、災害若しくは犯罪による被害者 の支援を目的とする事業)を満たしている と考えられるため
- ・現在の救済方法と救済の体制を、今後も維持・発展させるには、公益財団法人が最適であると考えられるため(財団法人は、法人の設立目的が変更されない)
- ・公益財団法人になると主務官庁が内閣府に 替わるが、厚生労働省が主務官庁でなくなっても事業への行政協力は継続される保証 があると判断できるため

これらの第40回「三者会談」での合意を踏まえ、第144回理事会(2008年6月8日)は、概ね2010年度中に移行を完了するスケジュールを決定した。

(4) 新法人の機関設計と移行 スケジュール

新法人における機関設計の基本(評議員・理事・監事)及び移行スケジュールの基本などについて、第41回「三者会談」(2008年8月24日)及び第42回「三者会談」(2009年8月23日)で協議し、次のとおり合意された。

- ①ひかり協会の目的及び事業については変更 しない。
- ②新法人における機関設計の基本(評議員・ 理事・監事について)を確認する。
 - ・新法人になるにあたっても、守る会の意 思が尊重されるような運営が図れる機関 設計をすべきである。
 - ・評議員会及び理事については三者の合意 による構成とすべきである。
 - ・評議員会及び理事会は、守る会、森永乳 業から推薦された者、行政経験者、専門 家によって構成すべきである。
 - ・評議員数は現在の理事数(20名)程度、 理事数は現在の常任理事数(10名)程度 とする。
 - ・新法人における評議員及び役員を次のと おり推薦依頼する。
 - 評議員…守る会5名・森永乳業3名 理事 …守る会3名・森永乳業1名 監事 …守る会1名
 - ・今後、定款作成や提出書類の準備に入る。円滑な新法人への移行が可能となるよう、厚生労働省の援助を依頼する。
- ③新法人への移行スケジュールの基本について確認する。新法人への移行は2段階で行うこととする。最終段階である「公益法人移行申請」は2010年の10月~12月頃を目指

すこととする。

(5) 新法人への2段階による移行

公益財団法人への移行は、公益認定等委員会への申請により、1段階の申請でも可能であった。しかし、「三者会談」を構成する四者の理解と協力を得て、円滑に新法人へ移行することを重視し、まず寄附行為の変更により一般法に基づく機関設計の基本(評議員・理事・監事)に移行し、その後、公益認定を申請するという2段階により移行をすることがより適切であるとの四者の合意となった。

(6) 第1段階の移行

①評議員の選任

第1段階の移行の目標は、寄附行為の変更 により、一般法に基づく評議員設置特例財団 法人に変更登記することであった。

その最初の課題は、新たな評議員を選任するための評議員選定委員会を設置することであった。この委員会を設置するため、協会は、「最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可申請書」を2009年6月4日に厚生労働省に申請した。この申請書では、評議員選定委員会の構成を現評議員1名、監事1名、事務局員1名、守る会1名、外部委員2名の計6名としていた。

その後、2009年6月22日に「最初の評議員 の選任に関する理事の定めの許可書」が厚生 労働大臣より交付された。

この許可書に基づく評議員選定委員会が2010年4月17日に開催され、20名の評議員が選出された。その内訳は、守る会推薦5名、森永乳業推薦3名、行政経験のある学識経験者5名、地区センター事務所のある地域救済対策委員会の学識経験者7名であった。

②役員の選任

第151回理事会(2010年6月6日)は、附 則に新役員名を記載した寄附行為の一部変更 を決定し、2010年6月24日に寄附行為変更の 認可を厚生労働省に申請した。

その後、厚生労働大臣より2010年7月1日に「寄附行為変更許可書」が交付された。この寄附行為の変更許可に基づき、評議員設置特例財団法人設置と選任された理事・監事及び評議員選定委員会で選出された評議員を法務局に登記した。評議員・理事・監事は7月13日に登記され、変更した寄附行為は7月21日に登記された。理事9名の内訳は、守る会推薦3名、森永乳業推薦1名、行政経験のある学識経験者3名、学識経験者2名であった。監事2名の内訳は、守る会推薦1名、公認会計士1名であった。

厚生労働省に登記が終了したことを届け出 ることにより、第1段階を完了した。

(7) 第2段階の移行

①公益目的事業の要件

公益認定等委員会から公益法人として認定 を受けるためには、次の2つの要件を満たす 事業を行っている必要があった。

第1の要件では、法人の実施する事業が 「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事 業」(23項目)のいずれかに該当することが 求められた。ひかり協会の実施する事業は、

「障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援」または「公衆衛生の向上」に該当するので、第1の要件を満たすものであるとした。

第2の要件では、法人の実施する事業が「不特定、かつ、多数の者の利益の増進に寄与する事業」に該当することが求められ、そのチェックポイントとして、事業目的(不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する)及び事業の合目的性(受益の機会の公開、事業の質

の確保、審査・選考の公正など)のいずれに も合致している必要があった。

ひかり協会の事業対象者は、アンケート① 対象者であるが、新たな被害者の認定も実施 しており、不特定多数といえる。また、給付 事業の実施にあたっては、専門家の審査も厳 正に行っており、事業の合目的性もあるとし た。こうして、2つの要件を満たしていると 考え、公益認定等委員会に対して申請を行っ た。

②公益認定申請

第151回理事会(2010年6月6日)で承認された「定款の変更の案」による公益財団法人への移行認定の申請を、2010年10月29日に提出した。

2011年2月4日に公益認定等委員長から答申があり、これにより内閣総理大臣から理事長に認定書が3月22日に交付され、当初予定のとおり公益財団法人設立の登記を4月1日に行うことができた。

その後、内閣府と旧主務官庁である厚生労働省に登記が終了したことを届け出し、第2段階の移行を完了した。

(8) 新法人への移行の意義

①「三者会談」構成団体の協力

今回の法人制度改革への対応では、第40回「三者会談」(2007年8月26日)や「三者会談」 救済対策推進委員会、15回に及んだ四者意見 交換会で綿密な協議が行われ、その四者の合 意に沿って移行を完了することができた。

特に厚生労働省には、寄附行為の変更による評議員設置特例財団法人への移行及び公益認定申請に関連して内閣府にひかり協会の公益認定を要望するなどの協力を得た。

今回の一連の取組を通じて、四者の信頼と協力関係をさらに強化することができた。

②2段階の移行

全国的には数少ない2段階移行であった が、当初の四者合意に沿った移行スケジュー ルで移行を完了したことは、四者の信頼関係 を基礎に築かれる今後の救済事業を継続させ るうえで、貴重な機会となった。

③新しい法人運営

新法人では、新たに一般法に基づく評議員 会が設置され、6月の定時評議員会で評議 員・理事・監事の選任や事業報告の承認など が決議されている。

理事会は、旧法人では理事会と常任理事会 で構成されていたが、新法人では理事会に一 本化されたため、より機動性のある会議運営 が可能となった。

また、すべての理事会に監事が出席することとなったため、会議運営で監事意見をさらに反映させることができている。

2. 公益財団法人としての運営と体制及び公益目的事業

(1) 公益財団法人としての運営

新しい公益財団法人として認定・登記された2011年度以降、協会は定款及び関係法令にしたがって組織を運営している。旧法人から新法人への移行に伴い、法人運営は大きく変更されることとなった。

法人の類型は、財団法人から評議員設置特例財団法人、さらに公益財団法人に移行された。また、法人設置の基本規則は、寄附行為から定款に変更された。(巻末資料7)主務官庁は、厚生労働省から内閣府に移行された。

旧法人においては、すべての重要事項は、 理事会が決定していたが、新法人では、定款 の変更や法人の解散、評議員・理事・監事の 選任及び解任、財務諸表等の承認などの法人 の基礎となる重要事項は、新たに設置された 評議員会の決議事項となった。

理事会の職務は、法人の業務執行の決定及 び理事の職務の執行の監督、代表理事及び業 務執行理事の選定及び解職となった。

監事の主な職務は、理事の業務監査、会計 監査及び監査報告となった。

(2) 公益財団法人としての体制

評議員の任期は4年で、定数は15名以上20

名以内となっており、20名が就任している。

理事の任期は2年で、定数は9名以上12名 以内となっており、10名が就任している。理 事の互選により代表理事(理事長)1名を選 定し、他に業務執行理事3名(専務理事1 名、常務理事2名)を選定している。

監事の任期は4年で、定数は2名以内となっており、公認会計士1名及び守る会推薦1 名の2名が就任している。

(3) 公益目的事業

ひかり協会は、公益法人制度改革にあたり、内閣府より3つの公益目的事業により公益認定され、毎期、事業の概要及び事業の公益性を内閣府に届け出ている。ここでは、2015年度に実施された事業に対する事業の公益性を記述する。

①公益目的事業1 被害者の健康の回復や治療、リハビリテーション、就業、社会参加の促進や介護体制の確保、自立生活の確立などを援助する救済事業

ア. 救済事業全体

(事業目的) 2016年3月31日現在の被害 者総数は、13,442名である。その内、ひ かり協会との連絡を常時希望する者は、 5,580名、本人または親族より要請があった場合に連絡をとる者が2,944名、一切の連絡を必要としない者が1,645名、住所不明の者が1,974名、死亡者が1,299名となっている。

救済事業は当面、ひかり協会との連絡を常時希望する者5,580名を対象に実施しているが、他の被害者もひかり協会との連絡を常時希望する者に変更すれば、いつでも救済事業の対象に加えられることとなっていることをホームページにより通知している。

定款第4条(事業)第2項のとおり、 ひかり協会の実施する救済事業は、全被 害者を対象に行われている。

(事業の合目的性)事業目的である全被 害者の恒久救済を実現するため、定款第 4条(事業)第1項の第1号から第8号 までの事業が実施されている。

事業は、ひかり協会の全職員があたる ほか、多くの専門家や都府県・市町村行 政、かかりつけ医や障害者事業所などの 地域の社会資源の協力が得られており、 事業の合目的性が確保されている。

ひかり協会の実施する救済事業の対象 や金銭等の支給基準は、ひかり協会の発 行する会報(年4回発行)に掲載し、 「連絡を希望する被害者」に送付するほ か、同様の内容をホームページに掲載し ているため、受益の機会は公開されてい

また、次のとおり理事長の委嘱による 保健・医療・福祉・労働・法律などの委 員・相談員(専門家)の協力を得て、事 業の質を確保するための方策をとってい る。

本部では医師・弁護士・福祉関係者など17名。現地では医師・保健師・法律関係者・福祉関係者・労働行政関係者・都府県行政担当者・栄養士・歯科衛生士な

ど295名(2016年3月31日現在)。

手当給付や介護料給付は、理事会が支給基準を作成し、公正性を確保している。本部に救済事業専門委員会を置くほか、現地(19カ所)にも地域救済対策委員会を置き、手当給付や健康管理費の審査・選考を行い、公正性を確保している。

その他、ひかり協会は定款第3条に示された公益目的と異なる事業は、一切行っていない。

イ. 自主的グループ活動への助成

(事業目的) 自主的グループ活動は、被害者であれば誰でも申請し、助成が受けられる事業である。

(事業の合目的性) 自主的グループ活動の事業は、ひかり協会により広報され、ホームページにも掲載しているため、受益の機会は公開されている。

事業の質を確保するための方策として、医師による講演や指導があるなど、 専門家が適切に関与している。

審査・選考の公正性の確保として、自 主的グループ活動の申請は、事前に申請 者とひかり協会が協議し、申請者の要望 を踏まえ、自主的救済活動促進助成金実 施要綱に基づき承認しているため、審 査・選考は公正に行われている。

その他、自主的グループ活動の事業などのひかり協会の事業で定款第3条に示された公益目的と異なる事業は、一切行っていない。

②公益目的事業2 被害者救済事業に関連する保健・医療・福祉などの調査研究事業を 実施し、その結果を公表し、他の公害事件 被害者等の救済に寄与するための調査研究 事業

(事業目的) ひかり協会が実施している疫 学研究等の調査、資料収集を不特定多数の 者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、ホームページ等で周知を図っている。

(事業の合目的性) 疫学調査の研究結果が日本公衆衛生雑誌第54巻第4号に掲載され、インターネットのホームページ等で公開している。疫学研究以外の調査・研究や資料収集について、救済事業を効果的に実施するため、必要に応じて公表している。研究結果の内容についての外部からの問い合わせに答えている。

疫学調査は大阪府立成人病センターに研究委託し、調査結果は大阪府立成人病センターがん予防情報センター長、大阪府健康 医療部保健医療室地域保健課長、厚生労働 省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 企画情報課課長補佐、ひかり協会理事により構成された会議で検討されており、専門 家が適切に関与している。

疫学研究では、ひかり協会が蒐集した資料やデータ(遺族より提出された死亡診断書や対象者の生存状況など)を委託先である大阪府立成人病センターに提出し、分析研究されているため、いわゆる丸投げには相当しない。

③公益目的事業3 昭和30年の事件の際に森 永ひ素ミルクを飲用したにもかかわらず、 当時の厚生省が作成した患者名簿に登載さ れなかった被害者を救済するための森永ひ 素ミルク飲用者の認定事業。

(事業目的)森永ひ素ミルク飲用者認定事業の目的は、患者名簿登載者以外の不特定 多数のひ素ミルク飲用者に対する救済事業 の実施である。

(事業の合目的性)飲用認定申請に伴い、申請窓口都府県による事件当時の詳細な飲用状況の調査が実施され、審査を担当する認定委員による関係者の面接調査が行われるなど、事業の合目的性が確保されている。飲用者認定事業は、ひかり協会のホームページに事業内容を掲載し、申請希望者への周知を図っている。

申請内容を審査・判定するひかり協会の 認定委員会は医師と弁護士によって構成さ れており、専門家が適切に関与している。

認定委員会は、詳細な資料収集や可能な限りの事件当時の証言に基づき審議され、審査・判定は、委員全員の一致により決定されるため、公正性が確保されている。

- 県事務所統廃合 -

1. 運営・体制全体にわたる長期的な見直しの提起と疑問や不安への対応

「40歳以降のあり方」で、「あり方実施の推移を見ながら、より効果的効率的で恒久的な組織のあり方を検討し、現在の事務所の統廃合をふくめて運営・体制全体にわたって長期的に見直しをおこなう」とした。

その後まもなく、ブロック制が実施されることになるが、県事務所統廃合(以下、統廃合と呼ぶ)の時期はブロック制への移行定着を見極めたうえで行わねばならないと強調された。ブロック制実施後の事業の進捗状況を

はじめ地域の条件や地区センター事務所の状況を見極めてブロック制の第二段階(= 統廃合)へ進むとした。

そして、ブロック制実施要綱の具体化として作成された第一次10カ年計画では、その第三期(2005~2008年度)に統廃合の準備を行い、第四期(2009年~2010年度)に統廃合を実施(完了)すると位置づけられた。

被害者などの一部から反対意見や疑問の声があがったため、理事会は2003年に「統廃合

についての疑問と不安をなくす方針の補足」を出した。その中では3項目の統廃合実施基準などが設定されていた。3項目の実施基準とは、①2つの重点事業の「ブロック年次計画」が達成されていること、②地区センター

事務所の事業・運営の下で「身近な専門的相談」「行政協力の維持」「地区センター事務所の円滑な事務」が可能であること、③「守る会の拠点」などの確保・見通しがあることであった。

2. 統廃合の完了時期の延期

統廃合の準備をするとしていた第一次10カ年計画の第三期に入ったころに、ブロック制実施要綱では想定していなかった事業と運営に関する大きな課題が現れた。それは、障害者自立支援法の施行など社会保障制度の変更と公益法人制度改革関連法の公布であり、いずれも協会あげての準備と検討をしなければならない最優先の重要課題であった。

そのため2007年3月の理事会で、第一次10 カ年計画の第四期に統廃合を実施(完了)す るという方針を変更し、「(第四期は) 統廃合の検討と準備を継続し、条件のあるブロックは統廃合を実施する。第四期は新法人への移行期間等と時期が重なるため、新法人への円滑な移行対応を優先する。統廃合は着実な実施が重要であるため、実施時期や進め方を検討し、完了を第二次10カ年計画中の定めた年度とする」とし、統廃合の実施の延期を決定した。

3. 統廃合推進検討委員会の設置と関係者による検討

(1) 統廃合推進検討委員会の発足と 守る会の提起

理事会は、2008年11月に統廃合推進検討委員会を設置した。統廃合推進検討委員会は協会から推薦された委員と守る会から推薦された委員で構成された。そして、2009年3月に第1回統廃合推進検討委員会が開催された。

それに先立ち、守る会は2006年度運動方針(2006年6月25日)で統廃合に向けての方針を決定し、その中で次のような提起をした。「統廃合をなぜ行わなければならないのか、何のために行うのかという意義・目的についての共通認識が不十分であったと指摘せざるを得ない。一部の被害者や専門家の間で『森永の負担を減らすのが統廃合の目的なのか』といった誤解や『被害者が半数くらいに減ってから統廃合の議論をしてもよいではないか』という意見が出てくるのも、その不十分

さからきたものであろう」

この提起を受け、統廃合推進検討委員会では、まず統廃合の目的について明確にすることを重視して検討を開始した。

(2) 統廃合の目的・任務

統廃合推進検討委員会は第一次報告(2009年10月25日)で、統廃合の目的を「ブロック制実施要綱に基づき、長期的展望に立って合理的かつ安定的な救済事業を実施するための現地事務局体制の保障」であるとまとめた。また、統廃合検討の留意点として。

- ①第二次10カ年計画検討委員会における検討 内容を反映した議論が必要である。
- ②確実かつ円滑に統廃合を進めるためには、 守る会、地域救済対策委員会及び事務所な ど、現地の意見が反映された方針でなけれ ばならない。

このような目的と検討の留意点を明確に示して、各関係者による積極的な検討を呼びかけた。

第一次報告では2003年に出された「県事務所統廃合に係る疑問・不安等に対する統廃合方針の補足」の内容をもとに作成した「県事務所統廃合に係る課題に対する基本方針」(以下、「基本方針」)が報告された。その内容は守る会常任理事会と各センター長に報告され基本的な合意を得た。これらを受けて理事会は、「基本方針」を承認すると同時に、統廃合推進検討委員会に対し「基本方針」に基づいた「県事務所統廃合についての方針(検討案)」の原案作成を諮問した。

その諮問に答えて統廃合推進検討委員会 は、「県事務所統廃合についての方針(検討 案)」の原案を作成し、第二次報告(2010年2月10日)として理事長に提出した。そして、2010年3月の理事会において、「県事務所統廃合についての方針(検討案)」が決定された。

この「県事務所統廃合についての方針(検討案)」の中で、統廃合の目的をブロック制 実施の中に位置づけ、「ブロック制実施要綱 による改革は、センター長に大幅な裁量権を 移譲しブロックごとの事業を促進し、恒久的 で効果的・効率的な機構にすることにより相 談事業等を前進させるための改革であった。 それをさらに推し進めることが今回の現地事 務局体制の改革の任務である」とまとめた。

こうして、統廃合に向けた関係者による本 格的な討議が始動した。

4. 県事務所統廃合についての方針

この検討案はおよそ1年間、関係者によって検討され、2011年3月に「県事務所統廃合についての方針」(巻末資料8)として確定された。その主な内容は次のとおりである。
○7つの地区センター事務所を中心とした体制・運営に移行する。

すべての県事務所は廃止し、各ブロック の事務所は地区センター事務所のみとす る。新たに、センター長を支える副センタ ー長職を設ける。

ブロック内の事業計画、予算、救済対策 委員会、二者懇、行政懇についてはセンタ -長が責任を持つ。

統廃合後も引き続き、特に障害症状のある被害者に対する相談事業を後退させることなく、個々のニーズに基づき必要な対応を行う。

○諸条件を総合的に判断し、出張所を設置す る。出張所は地区センター事務所の出張所 であり、センター長が管理する。所長は置かない。

- ○地区センター事務所中心の体制・運営に移 行した後も、守る会との協力を重視し、専 門家や行政の協力を得ることも重視する。
- ○長崎、鹿児島の各県事務所は2011年3月31 日で閉所する。
- ○奈良、和歌山、島根、山口、香川、愛媛、 高知に2012年4月1日から出張所を設置す る。
- ○ブロック制の第二段階への移行が完了した 状態というのは、すべての出張所が廃止され、地区センター事務所のみの現地事務局 体制になることである。移行完了の時期 は、将来の各ブロックの実情によって決定 するが、事業の実施状況や被害者の状態・ 変化等を総合的に見て、現地意見も聴いた うえで理事会において決定する。

5. 統廃合の定着及び移行の完了をめざして

(1) 事務局として「具体化指針」を 作成

2011年3月に「県事務所統廃合についての 方針」が理事会で決定され、1年間の準備期 間をもって、2012年4月から統廃合が実施さ れ、新たな体制と運営が開始されることとな った。

統廃合の移行を円滑に進めるため、事務局 は細部にわたる事項を明確にした「現地事務 局の体制及び運営についての具体化指針」 (以下、「具体化指針 | と呼ぶ)を作成した。

作成にあたっては、各現地事務所及び本部 事務局から質問や意見を集約し、それに対す る「返し」を行い、事務局会議での数度の意 見交換を経て、7月に確定した。

「具体化指針」は、現地事務所の基本会議である事務所会議の位置づけや開催原則、出張所職員の服務等を定めたり、守る会との二者懇談会や地域救済対策委員会、行政協力懇談会などについての実施原則を定めたりした。こうして、事務所運営や関係者との会議運営に混乱が生じないようにした。

さらに、文書管理、事務、経理、出納についてもばらつきが発生したり漏れたりしないように徹底した。

新たに配置した副地区センター長の役割、 任務については、「センター長職務の一部分 任、センター長の補佐、センター長との連 携」であるとして細部まで明確にし、さらに 副地区センター長研修を実施して、その徹底 を図った。

(2) 統廃合実施1年後の 「移行定着調査」

統廃合は、事務局体制と運営にとって大き

な変革であったため、被害者をはじめ関係者から不安の声も寄せられていた。そのため、 統廃合実施後1年経過した時に、事務局長は 全センター長に「統廃合の移行定着(事務所 運営)についての調査」を行った。この調査 は、①事務所の体制と運営、②協力関係者へ の対応、③業務の実施、④その他、約20項目 の内容について円滑に移行・定着しているか を点検したものであった。

その結果、ほとんどの項目について、おお むね問題なく移行・定着が進んでいることが 明らかになった。

(3) 四国の3出張所の閉所

こうしてさらに統廃合を推進するため、基本方針に基づき、出張所の順次閉所を具体化していった。2014年3月に香川、2015年3月に高知の出張所が閉所になった。閉所にあたっては、守る会各県本部や被害者、各地域救済大委員会に対し、手当対象者の将来設計実現の到達状況や職員による障害被害者訪問の確保等について丁寧に説明し、了解を得ることを重視した。各関係者は協会側(理事、統廃合推進検討委員)の説明に対し了解するとともに、救済事業協力員活動等をいっそう活発に行うことによって円滑に統廃合体制に移行できるよう協力することを表明するなどの姿勢を示した。

2017年3月には愛媛出張所が閉所になる予定であり、四国ブロックは、関東、九州に続き、ブロック内の救済事業をセンター事務所のみで実施する体制を確立することとなる。

6. 地域救済対策委員会の統廃合について

「県事務所統廃合の方針」では「県事務所 統廃合は単純に地域救済対策委員会の統廃合 に連動するものではない。将来的な地域救済 対策委員会の役割・体制・運営の基本方針に ついて、第二次10カ年計画第一期中に検討・ 決定する」とした。

その方針を受け、理事会は「将来的な地域 救済対策委員会の改革についての基本方針 (案)」を各地域救済対策委員会や守る会都 府県本部などの関係者に提起し、検討に付し た。その内容は、①等級審査は地区センター 事務所のある地域の救済対策委員会に集中 し、他の救済対策委員会は障害被害者の個別 事例の検討と対策を主な役割とする(第1段 階の改革)②1ブロックに1救済対策委員会 を設置し、ブロック内全域の被害者を担当す る(第2段階の改革)というものであった。

しかし、検討結果は、多くの地域救済対策 委員会から「専門家集団の縮小や行政の委員 減少につながる委員会のブロック化は避ける べきだ」という意見が出され、第2段階の改 革は賛同を得られなかった。

第1段階の改革は第2段階の改革を円滑に 推進するための激変緩和策という位置づけで もあったので、第1段階の改革も見送ること とした。

最終的に次のようにまとめて、この検討は 終了した。

- ①「基本方針案」の第1段階及び第2段階の 改革は実施せず見送ることとする。委員会 の大きな改革についての方針は、第二次10 カ年計画終了後を目途に、その時点の諸状 況を見て、あらためて検討する。
- ②事例検討の時間を保障するために、等級審 香方法の一部簡素化を検討する。
- ③各委員会の活動の維持・強化のため、「必要な分野の専門家を確保すること」「後継者確保を計画的に行うこと」を重視する。